

重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ & A」を適用して、財務諸表等を作成しております。

1 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度に一括処理しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品	5年
--------	----

3 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	22,507,136,293 円
うち定期預金	21,628,000,000 円
(差引) 資金残高	879,136,293 円

2 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額

計上額	1,936,320 円
うち国からの出向職員分	1,936,320 円

3 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度を、また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けております。

(2) 退職給付債務

退職給付債務

役員の退職一時金（簡便法）	2,226,653 円
職員の退職一時金（簡便法）	163,918,612 円
厚生年金基金（原則法）	410,329,525 円
退職給付債務 計	576,474,790 円
年金資産（厚生年金基金）（△）	△ 162,782,185 円
退職給付引当金	413,692,605 円

(3) 退職給付費用

勤務費用

役員の退職一時金（簡便法）	445,821 円
職員の退職一時金（簡便法）	8,389,266 円
厚生年金基金（注）	8,517,303 円
勤務費用 計	17,352,390 円
利息費用	7,737,472 円
期待運用収益（△）	△ 4,660,035 円
数理計算上の差異の（費用）処理額	11,943,378 円
合計	32,373,205 円

（注）厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項（厚生年金基金のみ対象）

- ① 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準
- ② 割引率 1.5%
- ③ 期待運用収益率 3.0%
- ④ 数理計算上の差異の処理年数 発生年度に一括処理

4 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金で行っており、有価証券及び投資有価証券は保有していません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	22,507	22,507	－
(2)未払金	(3,101)	(3,101)	(－)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受入保証金（貸借対照表計上額 530 百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから開示の対象とはしていません。

5 セグメント情報

当勘定は、単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

6 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

7 重要な後発事象

該当事項はありません。